

保育園等・認定こども園・ 放課後児童クラブ 令和4年4月からの 入所申請を受け付けます!

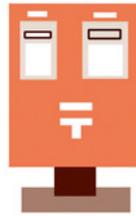


【書類配布開始】

10月15日(金)

【申し込み受付】

10月15日(金)～11月5日(金)



☎/ 保育園等・認定こども園

…保育課保育係 ☎463-2836

放課後児童クラブ

…保育課保育総務係 ☎463-2939

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

10月24日(日)は午前8時30分～正午に申請に関する相談窓口を開設します。

【申し込み方法】 上記申し込み受付期間に**郵送**(当日消印有効)

※受付日(消印日)が1日でも過ぎた場合、令和4年4月入園・入所の2次受け付けとなりますので、ご注意ください。

※認定こども園(教育利用)は、直接施設へお申し込みください。

※朝霞市指定放課後児童クラブ(民間放課後児童クラブ)の申し込みの詳細は各クラブにお問い合わせください。

【必要書類】 申し込み先や世帯状況などで異なります。ご案内冊子でご確認ください。

全申請書類・ご案内冊子…10月15日(金)から保育課窓口で配布開始するほか、市ホームページでも閲覧できます。希望される方には郵送します。

※市外の保育園等は、申請受付期間や提出書類等が異なります。

保育の必要な事由の証明書(就労証明書等)…現在配布中

必要な証明書の種類は市ホームページか保育課にご確認ください。



保育園等



放課後児童
クラブ

【利用対象者】 保護者が次のいずれかに該当する方

- ①労働* ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④親族等の介護・看護* ⑤災害復旧
- ⑥求職活動 ⑦就学* ⑧子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがあること
- ⑨その他、①～⑧に類する状態として市が認める場合

※労働、介護・看護、就学は、その事由に1か月あたり64時間以上要していること。

注意 …放課後児童クラブは上記に加え、午後3時以降もその事由に該当することが条件です。

【令和4年度・施設一覧】

10月15日(金)から配布開始のご案内冊子または市ホームページに一覧を掲載しています。



保育園等



放課後児童
クラブ



【市内幼稚園】

幼稚園への入園を希望される方は、各施設へ直接お申し込みください。

名称	所在地	電話番号(048)	名称	所在地	電話番号(048)
朝霞幼稚園	幸町 3-5-16	463-7915	根岸幼稚園	根岸台 4-8-38	461-7112
菩提樹の森幼稚園	膝折町 1-16-17	461-0240	朝霞花の木幼稚園	田島 1-12-1	456-0055
さいか幼稚園	西弁財 1-6-17	461-6039	朝霞なかよし幼稚園	北原 2-7-16	472-5739
あさか台幼稚園	根岸台 7-2-6	461-6753	朝霞たちばな幼稚園	宮戸 3-7-1	473-8787

【幼児教育・保育の無償化】の対象になるためには手続きが必要です

「幼児教育・保育の無償化」は子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としています。

無償化の対象になるには、市から「認定」を受ける必要があり、「認定」は、利用する施設・サービスや児童の年齢、保育の必要な事由の有無によって変わります。

※給食費(一部例外あり)や教材費等の実費徴収部分は無償化対象外です。

【対象】 3～5歳児の児童または3歳児未満で住民税非課税世帯の児童

※無償化における「〇歳児」は、その年度の4月1日時点の年齢です。

※保育園等や認定こども園(保育利用)を利用する場合は、無償化の手続きは不要です。

【書類配布場所】 保育課窓口で常時配布しているほか、市ホームページで閲覧可能です。また、市内幼稚園に入園する場合は幼稚園から申請書が配布されます。

無償化の対象と給付内容

子どもの年齢	3～5歳児クラス (3歳で迎える4月1日～小学校就学前)		0～2歳児クラス (出生～3歳になって最初の3月31日)		
	あり	なし	あり	なし	
保育の必要な事由	あり	なし	あり	なし	
住民税課税状況	—	—	非課税	課税	—
保育園、小規模保育施設等、認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可
新制度幼稚園、認定こども園(教育利用)	無償				
新制度未移行幼稚園 ※市内幼稚園はこちらに該当	月額25,700円まで無償				
新制度幼稚園、認定こども園(教育利用)の預かり保育	月額11,300円まで無償 (日額450円まで)	無償化の対象外	月額16,300円まで無償 (日額450円まで)		
新制度未移行幼稚園の預かり保育					
認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業	合計月額37,000円まで無償		合計月額42,000円まで無償	無償化の対象外	

給付対象の施設・サービスは、ホームページに一覧を掲載していますので、ご確認ください。

制度についての詳細は、ホームページをご覧ください。 ☎/保育課 ☎463-2939



障害児通所施設を利用する3～5歳児クラスの方は、児童発達支援等のサービス利用者負担額も無料となります。
☎/障害福祉課 ☎463-1598